

教職員のための

ユース教弘保険

災害割増特約付集団契約特約付勤労保険



2025.10改訂

教職員の皆さまへ

ジブラルタ生命は昭和27年以来、公益財団法人日本教育公務員弘済会と提携して教職員の皆さまの豊かな生活設計のお手伝いをしてまいりました。これからも教職員の皆さまに安心をお届けするため努力を続けてまいります。

ユース教弘保険は、教職員の方々の相互扶助を目的として開発された保険のため、**性別・年齢に関係のない一律の保険料**となっています。

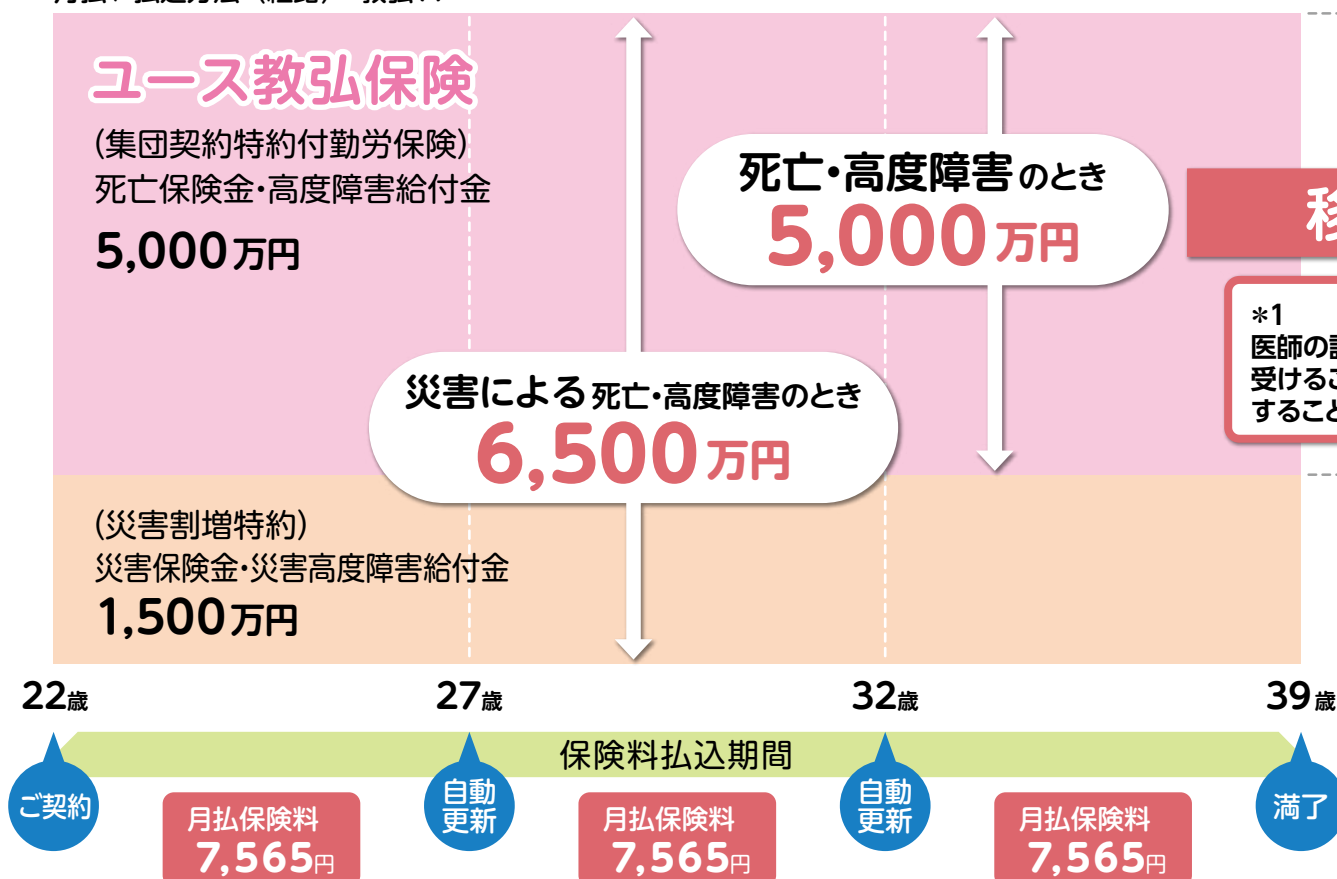
ユース教弘保険

災害割増特約付 集団契約特約付勤労保険〈最終到達年齢39歳・5年満期・自動更新扱〉

- 集団契約特約を付加することにより低廉な保険料で死亡・高度障害時の保障を得られるプランです。
 - このプランには災害割増特約が付加されていますので、不慮の事故など災害による死亡・高度障害時はさらに高い保障となります。
 - 保険期間は5年満了ごとに自動更新され、39歳まで継続します。
- ただし、保障期間の終期までが5年未満の場合は、端数年で更新されます。

ご契約例 (22歳男性)

月払 / 払込方法 (経路) : 教弘 A



月払保険料

7,565円

● 年齢や性別に関わらず、保険料は一律です。

生きている間に保険金が受け取れる
リビング・ニーズ特約が付加できます。

- 余命6か月以内と判断される場合、死亡保険金額の範囲内で同一被保険者の他の保険契約と通算して3,000万円まで生前に保険金をお受け取りになれます。
- この特約の保険料は必要ありません。

※ 余命6か月以内の判断は、被保険者の主治医の診断や請求書類に基づいて、当社の医師の見解(場合によっては、社外医師のセカンドオピニオン)も含めて慎重に判断いたします。余命6か月以内とは、ご請求時において、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命6か月以内であることを意味します。

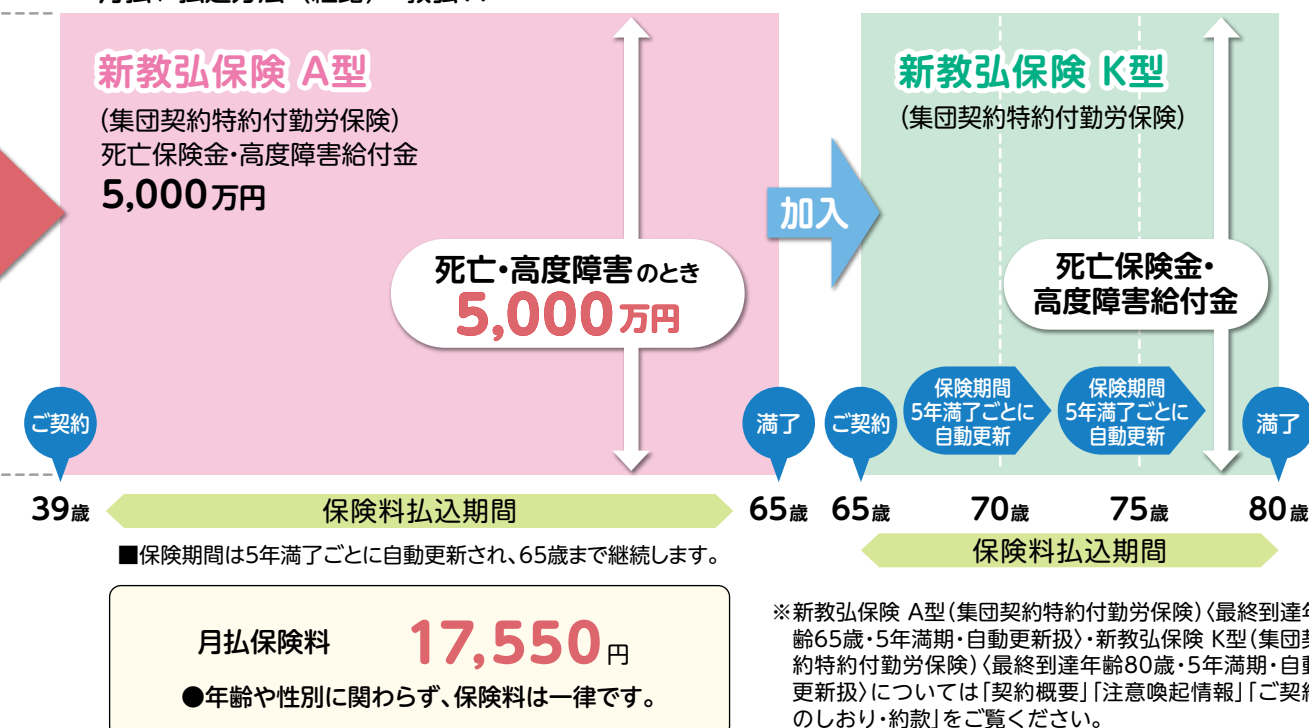
保障ご継続プランについて

- ユース教弘保険の保障期間満了時に、**新教弘保険 A型**に移行することができます。

⇒ ユース教弘保険にご加入後、39歳まで継続されたときは、**ユース教弘保険の死亡保険金の範囲内で医師の診査等を受けることなく新教弘保険 A型に移行することができます。**(ユース教弘保険の保障期間満了時に現職の教職員でない場合は、ユース教弘保険の死亡保険金の範囲内で医師の診査等を受けることなく平準定期保険(無配当)に加入することができます。)

ご契約例 (39歳男性)

月払 / 払込方法 (経路) : 教弘 A



月払保険料 **17,550**円

● 年齢や性別に関わらず、保険料は一律です。

- 新教弘保険 A型の保障期間満了時に、**新教弘保険 K型**に加入することができます。

⇒ 新教弘保険 A型に移行後、65歳まで継続されたときは、**新教弘保険 A型の死亡保険金の範囲内で医師の診査等を受けることなく新教弘保険 K型に加入することができます。**(新教弘保険 K型は80歳まで保障が継続します。)

※ 新教弘保険 K型の保険料は加入(更新)時における保険料率および被保険者の契約年齢・性別によって計算します。したがって、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。

**「教弘保険」に
できること。**

教職員とご家族の皆さま
に安心をお届けします。

公益財団法人 日本教育公務員弘済会(略称: (公財)日教弘)の教育振興事業(奨学事業、教育研究助成事業、教育文化事業)および福祉事業は、教弘保険の契約者配当金により運営されており、日本の教育界に貢献しています。

教職員の皆さま

各種の公益事業

安心支える
たすけあいの輪

教弘保険加入と
保険金の支払い

日本教育公務員弘済会

(略称: (公財)日教弘)

ジブラルタ生命

共済事業(提携保険事業)提携保険会社

70年以上に
わたる提携関係



ご契約に際して

ユース教弘保険(災害割増特約付集団契約特約付勤労保険)

■ご加入資格

- 公益財団法人日本教育公務員弘済会の会員の方のうち、学校、その他の教育機関に勤務する教職員及びこれに準ずる方で、保険年齢34歳以下の方。

■ご契約年齢(保険年齢計算方式)

- この保険は「保険年齢」方式で被保険者年齢を計算します。「保険年齢」は、満年で計算し、1年未満の端数については、6か月を超えるものは切り上げ1年とし、6か月以下のものは切り捨てます。例えば計算の基準日(契約始期)現在で33歳6か月超から34歳6か月以下の方は34歳となります。
- ご契約後の被保険者の年齢は、契約日の年齢に契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

■配当金

- 配当金は変動(増減)し、決算実績によっては0となることもあります。配当金は公益財団法人日本教育公務員弘済会に対してお支払いします。

■集団契約特約付勤労保険

- 保険期間満了の日の2週間前までに、特にお申し出がなければ、健康状態の如何に関わらずこの保険は更新されます。保険期間は5年満了ごとに自動更新され、39歳まで継続します。ただし、保障期間の終期までが5年未満の場合は、端数年で更新されます
- この保険には、満期保険金はありません。また、保険料の自動振替貸付・払済保険・延長定期保険のお取扱いはいたしません。
- この保険には、解約返戻金はありません。

■災害割増特約

- 災害保険金:不慮の事故にあわれて180日以内に亡くなられたとき、または感染症で亡くなられたときにお支払いします。
- 災害高度障害給付金:不慮の事故にあわれて180日以内に高度障害状態になられたとき、または感染症で高度障害状態になられたときにお支払いします。

ご契約の際には「契約概要」、「注意喚起情報」、「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

- 「契約概要」は、ご契約のお申込みを検討いただく際に保険商品の内容などをご理解いただくために必要な情報を記載したものです。
- 「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みの際に、特にご注意いただきたい事項を記載したものです。
- 「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項およびご契約者に必要な保険の知識を記載したものです。必ずご一読のうえ、大切に保管してください。

「ご契約のしおり・約款」記載事項の例 / ◆契約申込の撤回等(クーリング・オフ)について ◆健康状態・職業などの告知義務について
◆保険金・給付金などを支払わない場合または保険料のお払込みを免除できない場合について ◆解約と解約返戻金について
◆生命保険会社の業務または財産の状況の変化による生命保険契約への影響の可能性について

保険種類をお選びいただく際には「保険種類のご案内」をご覧ください。

教職員の皆さまの多様なニーズに応えるべく、幅広い保障に対応する商品体系をご用意しています。
ユース教弘保険は「保険種類のご案内」に記載されている定期保険です。
ユース教弘保険の加入の有無に関わらず、お客さまの意向に沿った各種保険にご加入いただけます。
「保険種類のご案内」は当社のライフプラン・コンサルタントが所持しております。また、最寄の営業所にもございますのでご覧ください。

- パンフレットに記載の内容や保険料は、2025年10月1日現在の保険料率等に基づいて算出、記載されているため、今後変更されることがあります。
- 生命保険の契約は、お客様からのお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
当社のライフプラン・コンサルタントは、お客様と当社の保険契約締結の媒介をする者で、保険契約締結の代理権はありません。



ジブラルタ生命保険株式会社

本社/〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10

教職員の
お客様 0120-37-9419

コールセンター
一般の
お客様 0120-37-2269

(通話料無料)

ジブラルタ生命のホームページ <https://www.gib-life.co.jp/>